

令和5年度

可児市いじめ防止専門委員会活動状況等報告書

令和6年4月18日

令和6年4月18日

可児市長 富田 成輝 様

可児市いじめ防止専門委員会

委員長 橋本 治

令和5年度可児市いじめ防止専門委員会の活動状況等について(報告)

可児市子どものいじめの防止に関する条例(平成24年条例第23号)第18条第1項に基づき、次のとおり令和5年度の活動状況等を報告します。

【内訳】

1. 令和5年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告
2. 令和5年度 可児市いじめ防止専門委員会活動の成果と課題
3. 令和6年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

資料 いじめ防止専門委員会各委員からの寄稿

令和5年度 可見市いじめ防止専門委員会活動報告

令和6年4月18日

I いじめ相談等の受付、調査及び調整等の状況

1 概況

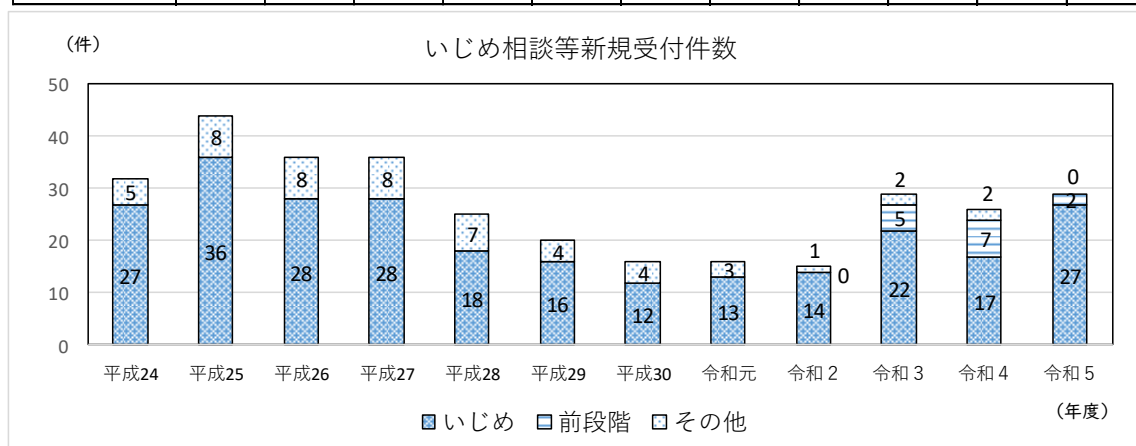
・新規に受け付けたいじめ相談（通報を含む。以下同じ。）27件、その他の相談2件、計29件のほか、前年度から継続するいじめ相談20件、その他の相談12件、計32件、合計61件のケース事案に対応した。

・平成24年度から行っているいじめ相談の新規受付件数は、平成25年をピークに減少傾向が続いていたが、令和3年度より増加傾向にある。

いじめ相談等受付件数の推移

(件)

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
いじめ	27	36	28	28	18	16	12	13	14	22	17	27
その他	前段階								0	5	7	2
	その他	5	8	8	8	7	4	4	1	2	2	0
計	32	44	36	36	25	20	16	16	15	29	26	29



(1) いじめ相談

<新規分>

・いじめ相談の経路別（表1）では、子ども本人からの相談が9件（前年度6件）であった。

・子どもからのいじめ相談9件のうち、6件は、小中学校に掲示したいじめ防止のポスターや児童生徒に配付したチラシに付けた専門委員会への相談手紙を利用した相談であった。ほか2件は市のウェブページの相談フォームを使ったインターネット経由のもの、1件は相談専用電話へかかったものであった。

・いじめ相談の年齢別（表2）では、小学校3年生が8件、2年生が6件、次いで5年生が4件でいじめの相談件数が低年齢に多く見られた。

・いじめの種類別（表2）では、「嫌なことをされる、無理強い」が12件で最も多く、「悪口・からかい脅し文句」が7件、「暴力」「仲間はずれ」が各4件の順であった。

・いじめ相談27件のうち、7件を終結とした。

<継続分>

・前年度から継続したケース 20 件の状況確認を併せて行った。その多くは直接のいじめ行為はなくなっているが、主として子ども本人の特性や家庭環境等の要因から安定した登校、学校生活に至っていないため、継続的に見守り等の支援をしてきた。今年度、継続ケース 13 件を終結とした。

<終結について>

・いじめが解消している（いじめにかかる行為が3か月以上止み、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない）ことを終結の目安とし、必要に応じて他の事情も考慮して判断している。

・また、インターネットや手紙での匿名希望の相談で積極的な対応ができず、3 ヶ月を目安に、その後の相談や学校からの類似案件が上がってこないものも終結として判断している。

(2) その他の相談

<新規分>

・その他の相談の 2 件は、いじめには至っていないが、今後いじめになっていく可能性が高い「いじめの前段階」にあるケースとして、専門委員会と学校との共有ケース（以下、共有ケース）である。

<継続分>

・状況確認を行ってきたその他の相談 12 件のうち、5 件を終結とした。

(3) 次年度への継続

・終結に至らなかった新規のいじめ相談 20 件、その他相談 2 件、前年度から継続のいじめのケース 7 件、その他相談 7 件、合計 36 件は次年度も継続して支援や状況確認を行う。

◆令和 5 年度 経路別相談受付状況(表1)

(件)

経路別 問題別	子ども本人	保護者				きょうだい 子どもの友人	市				児童施設		児童委員	警察署	保健所及び 医療機関		学校等			親戚	近隣・知人	市民	その他	計	終 結	継続中の ケース				
		父 親	母 親	祖 父 母	その他		福祉 事務所 (保育課)	発達 支援 センター くれよん	保健 センター	その他	保 育 所	児童 館・キ ッズク ラブ			子ども 相談 センター	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校								教育 委員会・ 教育 研究所	学校 との 共有 ケース		
いじめ	9	2	4	1	1	1																			27 (20)	7 (13)	20 (7)			
その他	不登校																									0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	その他																									2 (12)	0 (5)	2 (7)		
計	9	2	4	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29 (32)	7 (18)	22 (14)

※ () 内は、前年度からの継続<外数>

◆令和5年度 いじめ種別・年齢別相談受付状況(表2)

(件)

相談種別		年齢別											計	終結	継続中		
		未就学児童	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	16歳以上				不明	
いじめ	物理的	暴力(ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする)			1		1	1		1					4	0	4
		嫌なこと等をされる・無理強い(嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする)			4	3	2	2			1				12	0	12
		持ち物にいたずら・金品の要求(金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする/金品をたかられる)														0	0
	心理的	悪口・からかい・脅し文句(冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる)				4				1	1		1		7	4	3
		仲間はずれ・無視(仲間はずれ、集団による無視をされる)				1			1	1				1	4	3	1
ネットいじめ(パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる)														0	0	0	
いじめその他(上記に当てはまらないもの)														0	0	0	
その他	不登校													0	0	0	
	その他				1							1		2	0	2	
計		0	0	6	8	3	4	2	2	2	1	0	1	29	7	22	

2 特徴

- ・本年度の相談件数は、令和4年度に続き増加傾向にある。その主な要因は、子ども本人からの相談が増えたことと、学校からの相談を契機とした共有ケースが10件を超えたことが挙げられる。
- ・専門委員会委員や事務局職員は、定期または臨時に学校へ訪問し、学校が対応中のいじめ事案や今後いじめにつながる可能性がある事案について、情報共有や意見交換を行った。
- ・今年度は、専門委員会委員の訪問を共有ケースがある学校に限らず、各学校の発達の特性や行動が気になる児童生徒について、参観、意見交換を行い、いじめ予防に努めてきた。
- ・各学校においては、児童生徒アンケートや個人懇談などを活用して、早期にいじめを把握し、解消に向けて組織的に対応されている様子が伺われた。
- ・市立小中学校では、「SOSの出し方教育」や子どもの特性によって発達通級指導教室を利用されるなど、ソーシャルスキルトレーニングをはじめとして、いじめ防止に資するさまざまな取り組みが行われ、こうした学校の取り組みのほか、教育委員会事務局と連携して、子ども本人から相談しやすい環境づくりにも取り組み、いじめの早期把握と早期対応を進めている。

(1) 子ども本人からの相談

- ・子ども本人からの相談が9件中、手紙が6件、インターネット2件、電話が1件で、令和4年度の6件に比べ、増加している。
- ・市が小中学校に配布しているいじめ防止のパンフレットやチラシ、学校に掲示を依頼しているポスターに付属する相談用の手紙用紙を利用した相談が多くあった。
- ・パンフレットやチラシの配付時期を年3回に分けていること、配付の際、学校から子どもたちにいじめについての指導や声かけがされていることで、子ども自身が相談窓口を知ることにつながった。
- ・子ども本人からの相談には、小学校3年生が7件、6年生が2件で、あほと言われる、名前をもじられるなどの『悪口・からかい』や、体を触られるなど『嫌なことをされる』という内容が多かった。

・インターネットや手紙での相談については、「聞いてほしいだけ」として、学校には伝えてほしくないというケースもあり、相談があってもその後のフォローが難しい場合もあるが、希望があれば手紙で返信をして更なる相談を促したり、学校との懇談で類似事案がないか確認したりした。

(2) 専門委員会と学校との共有ケース(令和2年度からの取り組み)の定着

・いじめの事案確認や当事者への指導が難しいなど早期に解決できず問題が長引いている事案、発達障がいなど当事者の発達の特性などにより重大化する恐れがある事案などについて、学校との協議により新たに11件を共有ケースとした。

・中には、児童生徒の参観や学校との懇談により、『被害者にも加害者にもなりうる』ケースが3件、いじめの未然防止を図るその他相談として、いじめには至っていない「いじめの前段階」のケースが2件あった。

(3) 発達の特性等が背景にある相談

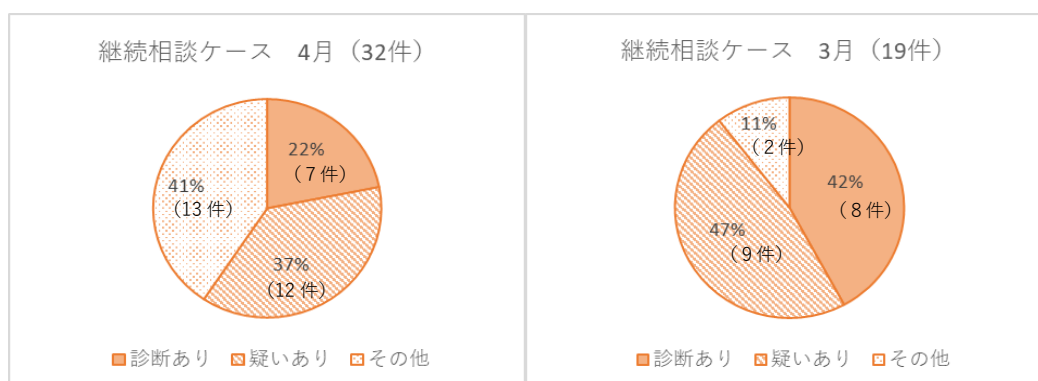
・継続相談では、コミュニケーションが苦手、過敏で他者の言葉や行動が気になる、感情のコントロールができないなど、当事者の行動や考え方の背景に発達の特性があるケースが多くあった。(表3)

・各学校では、関係する子どもの発達の特性などを理解して教職員が対応すること、教職員と保護者との懇談を丁寧に行い、共通認識を持って子どもに関わること、クラスなど周りにいる子どもたちの理解を高めること等に取り組みられ、いじめやトラブルの重大化を防止したケースもあった。

・前年度からの継続ケースでは、4月の継続相談ケース32件のうち、発達障がいの診断があるケース7件、疑いがあるケース12件で、合計19件(全体の57%)であった。また、3月の相談ケース19件のうち、発達障がいの診断があるケース8件、疑いがあるケース9件で、合計17件(全体の89%)であり、相談ケースのうち発達の特性がある児童の占める割合が多くなっており、発達の特性からいじめの未然防止や重大化を防ぐため、継続した対応が必要となっている。

・発達障がいがあることが即ちいじめをする・いじめをされることにつながるわけではないが、そのような児童生徒は学校生活で困り感を抱え、時にその困り感是对人関係のトラブル～いじめ～という形で現れる。本人・家族・周囲の者がその特性を正しく理解することが重要である。

◆継続相談ケースのうち発達障がいの割合 (表3)



※ 当事者が発達障がい(疑いを含む)である児童生徒の判断基準

①発達障がい

(例) ・医師が「発達障がいである」と診断した
・特別支援学級(自閉情緒)に在籍している。

②発達障がいの疑い

(例) ・WISC検査の結果、「発達障がいの疑いがある」と判定された。
・学校の教職員・スクールカウンセラーが「発達障がいの疑いがある」と判断した。
・関わっている専門機関から「発達障がいの疑いがある」と情報提供された。

(4)教育委員会等との連携

- ・いじめの内容によっては今後、重大事態となりうるケースもあり、教育委員会等と情報を共有するなどの連携を進めていった。

Ⅱ 会議開催状況

1 専門委員会会議

- ・次のとおり年6回の定例会議を開催した。各回とも新規相談ケース及び継続中ケースについて対応方法を協議し、定期学校訪問の結果について報告した。
- ・その他の主な協議事項は次に示したとおりである。

区分	その他主な協議事項
第1回(68回)5月18日(木)	・令和5年度活動(日程等)について
第2回(69回)7月27日(木)	・「可児市いじめ防止基本方針」における3つの指標について
第3回(70回)9月28日(木)	
第4回(71回)11月30日(木)	・委員の後期学校訪問について
第5回(72回)1月25日(木)	・令和6年度活動計画について ・令和6年度専門委員会会議開催日程について
第6回(73回)3月21日(木)	・令和5年度活動報告・活動の成果と課題について

(注) ()内は通算の開催回数

2 いじめ問題対策連絡協議会

- ・6月23日(金)

代表者会議を開催し、本市のいじめ防止の取り組み、令和4年度の専門委員会の活動を報告後、各構成機関の取り組みについて意見交換した。

3 委員と関係者との懇談会

【尾木直樹特別顧問との懇談】

- ・6月26日(月)

専門委員会の活動や本市のいじめ防止の取り組みについて尾木特別顧問と懇談し、意見交換を行った。

Ⅲ 小中学校への学校訪問(教職員と委員・事務局職員との懇談会)

【事務局職員の定期学校訪問】

・定期的に専門委員会事務局職員が学校訪問し、生徒指導関係の教職員と児童生徒の状況や懸案となっているいじめの事案等について、情報共有や意見交換を行った。

【委員の学校訪問】

・専門委員会と学校との共有ケースがある学校、その候補となるような事案がある学校に事務局の定期学校訪問に合わせて委員が訪問し、関係する子どもの状況確認や対応の助言等を行った。また、ケースの状況に合わせて、臨時で委員が訪問した。

・共有ケースのない学校にも委員が事務局職員の学校訪問に同行し、いじめの事案報告を聞いたり、気になる児童生徒の観察をしたりして、対応の方法について助言した。

・令和5年度は、臨時訪問を含め、14校へ延べ 30 回訪問した。

※ 委員の訪問:橋本委員長、水野副委員長、掛布委員、梶井委員、柘植委員

30回 (いずれも事務局が同行)

※ ○印=事務局職員のみ訪問 57回 合計 87回

(敬称略)

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今渡南小学校	○		柘植		○		柘植		○		
土田小学校		○		○		○		○		○	
帷子小学校		梶井		○		○		梶井/柘植		柘植	
春里小学校		橋本		○		橋本		○		橋本	
旭小学校	○		○		○		○		掛布		
東明小学校	○		○		○		○		○		
広見小学校		○		○		○		○		○	
南帷子小学校		水野		○		○		水野		○	
桜ヶ丘小学校	○		橋本		○		橋本		橋本		
今渡北小学校		○		○		○		○		柘植	
兼山小学校	○		○		○		○		掛布		
帝京大学可見小学校		橋本						橋本		橋本	
蘇南中学校		○		○		○		○		掛布	
中部中学校	○		○		○		○		○		
西可見中学校		掛布	水野(臨時)	掛布		掛布/水野		掛布		掛布	
東可見中学校	○		橋本		○		橋本		橋本		
広陵中学校		○		○		○		柘植		○	
帝京大学可見中学校		○					○				○

IV 広報・啓発活動

【子ども】

- ・4月 「いじめ防止パンフレット」(小学生用、中学生用／日本語版ポルトガル語版・フィリピン語版)を市内全小中学校の児童生徒に配布(配付時期は各学校による)
- ・6～7月 「いじめ防止ポスター」(専門委員会への相談手紙用紙を配架)を市内小中学校に掲示依頼
※掲示枚数各校3枚
- ・7月 専門委員会相談室の相談窓口を載せた「相談カード」を市内小中学校・高等学校の児童生徒に配付(配付時期は各学校による)
- ・11月 いじめ防止チラシ「みんなでいじめをなくそう」(専門委員会への相談手紙用紙付き)を市内小中学校の児童生徒に配布(配付時期は各学校による)

【保護者・市民】

- ・通年 i) 広報紙によるいじめ防止協力事業所の活動取組の紹介
ii) いじめ防止協力事業所を訪問しての活動のお願いと情報交換
iii) いじめ防止協力事業所の登録依頼
iv) 広報紙、ホームページにいじめ防止関連情報を随時掲載
- ・6月26日(月) 尾木特別顧問による「尾木ママの子育て相談会」を開催。
(家庭教育学級生・小中学校 PTA 本部役員を対象)
- ・7月12日(水) 子育てまなび講座を開催
講話「いじめをしない子を育てるために、親ができること」(水野副委員長)
(子育て中の保護者や子育てに関心のある市民を対象)

<令和6年度の広報・啓発>

- ・大人・保護者向け、子ども(小中学生)向けに、専門委員会委員による講話のほか、岐阜県弁護士会による「いじめの予防授業」を紹介する資料を作成し、各関係課に配付を依頼した。
※配付機関：小中学校、小中学校 PTA、家庭教育学級、青少年健全育成団体等
- ・専門委員会から委員を講師として派遣する場合は、市が講師料を負担する。(依頼者は無料)

令和5年度 いじめ防止専門委員会活動の成果と課題

【成果】

1. 専門委員会の専門性や第三者性を活かしたいじめの解消や重大化防止・未然防止の取り組み

各学校が抱えるいじめ事案等の中には、すぐに解決しそうでないケースも含まれているので各学校に対していじめ防止専門委員がより学校に関わって意見交流ができるよう「学校との共有ケース」を令和2年度から位置づけをしている。今年度も共有ケースを継続し、状況に応じて委員が学校を訪問して助言するなど、いじめの解消や重大化防止を図る支援を進めた。

また、共有ケースのある学校に限らず委員が学校に訪問し、いじめの事案の報告を受けたり、気になる行動の児童生徒の様子を観察したりして、専門委員会会議での協議の意見を含め、専門性を活かした助言等を学校や相談者に伝え、それぞれの対応に役立てられた。

2. 子どもからの相談を促進する取り組み

子ども本人からの相談は、市が小中学校に配布しているいじめ防止のパンフレットやチラシ、学校に掲示を依頼しているポスターに付属する相談用の手紙用紙を利用しての相談が多くあった。パンフレットやチラシの配付時期を年3回に分けていること、配付の際、学校から子どもたちにいじめについての指導や声かけがされていることで、子ども自身が相談窓口を知ることにつながった。

子ども本人からの相談は、手紙が6件、インターネットが2件、電話が1件の9件となり、件数は昨年度より増加した。

【課題】

1. いじめに関する相談の促進・啓発

児童生徒用1人1台タブレットパソコンを使ったインターネットからの相談を周知したり、「SOSの出し方」を授業やパンフレットで啓発したりして、相談の促進を図る必要がある。また、引き続き、いじめ防止のパンフレットやチラシの配付、ポスターの掲示等により、子どものいじめに関する相談先として専門委員会を周知する必要がある。

委員による学校での講話、弁護士会によるいじめ予防授業の紹介など、学校の求めに応じながら連携し、いじめの未然防止を図る必要がある。

2. 委員の専門性を活かした助言・支援の充実

発達や考え方、行動に特性がある児童生徒に関わるいじめケースが増加しており、継続した個別の相談対応が必要となっているため、引き続き学校との共有ケースを活用し、いじめの解消や重大化防止を図っていく必要がある。

また、共有ケースに限らず、市内すべての学校に専門委員が訪問し、学校での事案報告を聞いたり、発達や考え方、行動に特性がある児童生徒の参観をしたりして、対応など専門性を活かした助言をするなど、更にいじめの未然防止に取り組んでいく必要がある。

3. 関係機関との連携

いじめの被害側だけでなく、いじめをしたとされる子どもが置かれた背景にも配慮したケアや支援などに引き続き取り組んでいく必要がある。また、生活支援や家庭支援が必要なケースでは、関係機関等と連携して対応していく必要がある。

令和6年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

◎基本方針

- ・委員会活動を通して、全ての子どもたちが、安心して過ごし、学べる学校及び地域社会となることに寄与する。
- ・「可児市子どものいじめの防止に関する条例」第13条及び「可児市いじめ防止基本方針」に基づき、通報・相談のあった事案や学校と共有する事案について一つひとつ丁寧に対応し、関係者による解決を支援していく。
- ・子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関が、主体的にいじめの防止に取り組み、相互に連携できるよう、条例、基本方針及び委員会活動の趣旨についての広報・啓発に積極的に取り組む。

○委員会会議の開催

- ・定例会議は、年6回（原則奇数月第4木曜日）開催する。また、必要に応じて臨時の会議を開催する。

○委員による学校訪問等

- ・委員会と各小中学校の連携をより強化し、いじめ事案への対応を充実するため、いじめ事案の共有を進める。当該事案を担当する委員がすべての学校を訪問して助言したり、委員会の助言等を事務局が訪問して報告したりするなど、状況に即した柔軟な訪問体制とする。

○通報・相談への取組

- ・パンフレット・チラシやポスター等を活用して委員会への相談方法などを周知し、特に子どもからの相談を促進する。また、児童生徒用1人1台タブレットPCを使ったインターネットからの相談受付（令和4年度開始）の活用を図る。
- ・通報・相談を受けたケース及び共有ケースに担当委員を決めて事務局との連絡調整し、委員会の専門機能を迅速な相談対応に活かす。また、状況に応じて、委員による相談者への直接の面接相談の機会を設けていく。
- ・いじめたとされる子どものケア及びその保護者の対応について、学校の取組を支援し、学校が対応に困難さを感じている事案については、学校との共有ケースとし、状況によっては委員が個別ケース会議に参加するなど積極的に助言していく。
- ・子育て健康づくりに関わることも健康部の各相談窓口と日常的に連携し、その知見を統合して支援に取り組む。
- ・相談の中で複数の機関と関わりを持つべき事案については、「いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。
- ・いじめ事案に適切に対処できるように、対応の手順やポイントを点検し、随時見直す。

○広報・啓発の取組

- ・小中学校、PTA、家庭教育学級、青少年育成団体及びいじめ防止協力事業所等との連携の強化を図る。また、いじめ防止に関する講話等の講師として、小中学校などへ委員会委員等を紹介する。
- ・いじめ防止パンフレットやチラシ（小・中学生用）に、委員からのメッセージを記載し、「いじめ防止」を子どもたちへ呼びかけるほか、各広報媒体を活用して効果的な広報活動を行う。

可児市いじめ防止専門委員会 委員寄稿

橋本 治 委員長 P.11

「可児市いじめ防止専門委員会」の活動を振り返って
—「いじめの未然防止と早期発見」(できれば小学校 1,2 年生までに)を考察して—

水野 香代 副委員長 P.12

NHK の取材を受けて感じたこと

掛布 真代 委員 P.13

子どもの意見表明権

梶井 悟 委員 P.14

私が出会った1人の男児

柘植 裕季 委員 P.15

いじめ防止といじめ加害者のこころ

「可児市いじめ防止専門委員会」の活動を振り返って
 —「いじめの未然防止と早期発見」(できれば小学校 1, 2 年生まで)を考察して—

委員長 橋本 治

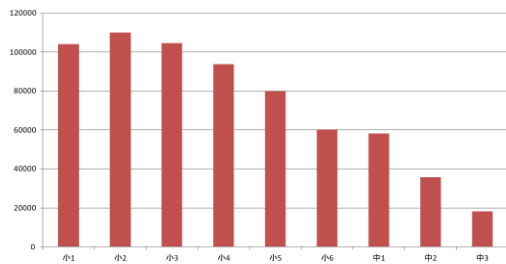
1, はじめに

私は現在、岐阜県の「いじめの重大事態の第三者派遣・第三者委員会」として、同時に 10 件以上関わっている。その 8 割以上は「いじめの後不登校」という事案である。

「いじめ」と「不登校」それに「発達障害」が複雑にかかわっているのが、**「いじめの未然防止・早期発見」**も本委員会の使命であることを考えるとき、データが示すようにやはり小学校 1, 2 年生までの取り組みを重視すべきであると考えてこの文章をまとめた。

2, 日本のいじめの状況

図1 いじめの認知件数 学年別

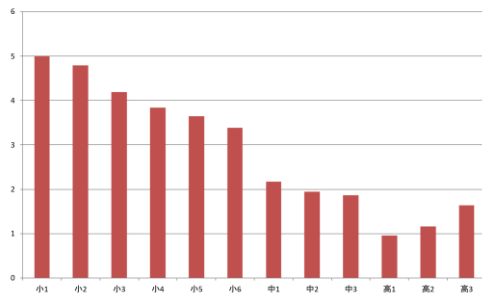


令和4年度: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

小学校 1.2.3 年生が顕著に多くなっている。

3, 日本の不登校の状況

図2 不登校の増加率 学年別



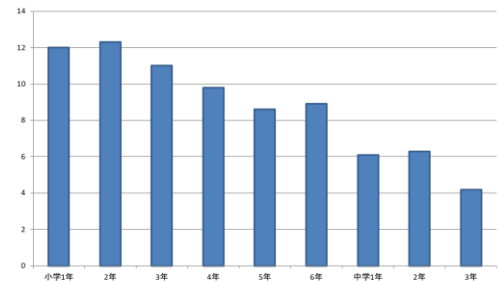
平成27年度・令和4年度: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より(高等学校は、学年の不登校生徒数に単位制の不登校生徒数を合わせて表示)

不登校自体は中学校が多いが、この 6 年間の増加率は小学校 1, 2, 年生が最も多い。

4, 日本の発達障がい状況

図3 公立小中学校の通常学級で発達障害と推定される児童生徒の割合(%) : 8.8%

小学校: 10.4%、中学校 5.6% 中日新聞2022.12.14.



やはり小学校 1.2 年生が多くなっている。

図4 C県の発達障害及びその疑いの子

令和3年度: 11年間で「延べ942校、16133人」の巡回相談より
 参考: 岐阜大学教育学部研究報告 第68巻第1号(2018)橋本治

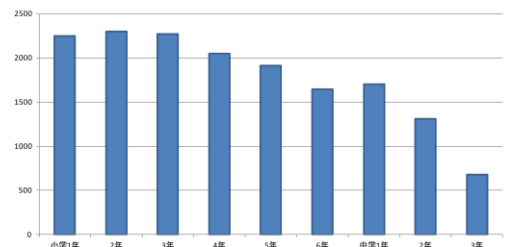


図 4 は、私が発達障害の専門家として岐阜県を中心に巡回相談した時のグラフである。11 年間で述べ 942 校を巡回し、16,133 人の相談をしてきたので、それは国が示す一般的な図3と一致したということである。

5, まとめ(結論)

「いじめの未然防止・早期発見」を考えると、小学校低学年まで(ということは、保育園・幼稚園を含む)に真摯に取り組むことが大切であることを結論としたい。

NHK の取材を受けて感じたこと

副委員長 水野香代

1 貴重な経験

令和5年6月に、NHK の取材を受けるという貴重な機会があった。定期学校訪問の様子撮影とインタビューが NHK のニュース番組『おはよう日本』で放送されるというものである。いじめ防止対策推進法が制定されたのが平成25年6月。法制定から10年というタイミングでこれまでの対策を振り返り、課題を整理するという内容であった。

可児市は放送時間約10分のうちの後半部分で、“学校を支援する独自の取り組み”として約2分間紹介されていた。その後、特別顧問でもある尾木直樹氏のインタビュー映像とコメントが放送された。

文章で書くとたった数行で、放送時間も約2分間である。しかし実際の学校訪問の取材は何時間にも及ぶものであった。私個人としては、大きなカメラとマイクを向けられて社会部記者のインタビューに答えることが初めての経験で、非常に緊張した。

取材が終わってとりあえずほっとしたもの、放送当日までは「どの部分がどのように放送されるか分からない」という不安をずっと抱いていた。幸い、伝えなかったメッセージ（評価や監査のために学校を訪問している訳ではない。先生方と一緒に考えていきたい。）が放送されたので安心した。九州に住んでいる友人から連絡をもらうなど、全国放送の影響の大きさも実感した。

その一方で、「もしも自分の発した言葉の一部が切り取られ、意図とは異なる文脈で放送されていたら」「それが可児市の活動にマイナスの影響を与えることになってしまったら」と想像すると、取材を受けるという責任の重さと恐怖も感じた。また、今後自分が情報を発信する立場になった時も、同様の責任を自覚しておきたいと感じた。

2 そこから考えたこと

SNS が生活に浸透している私たちの毎日の中で、日々大量の情報が流れてくる。TikTok は最大3分の動画を投稿でき、Z世代と呼ばれる10代から20代の若者に人気がある。YouTube のショート動画も最大60秒という短さで、人気がある。とにかくものすごい速さで大量の情報が消費されていく。じっくり読んで、見て感じて、考えて疑って理解する手間と時間を捻出することがどんどん難しくなっている現代である。

そんな中、今回の経験を通して私が改めて大切にしたいと思ったのは「切り取られた一部の情報だけで判断しない」「その前後や背景にあるものを想像する」「分かったつもりにならず自分の頭を使って調べる」ことである。そしてそれを実行するためには、時間と気持ちの余裕がいることも痛感している。

この姿勢は、いじめ対策にも通じると思う。誰かと関わる時に、私たちは知らず知らずのうちに「この人はこういう人」と決めつけがちである。表現する力の弱い子どもは特に、保護者や教師から「こういう子」というレッテルを貼られやすく、その評価が子ども同士の関係の中で定着しやすい。だからこそ、私たち大人が子どもと関わる時には、想像力を使って「何が起こったのか」「どう感じたのか」「どうしたいのか」を丁寧に聴いていく関わりが求められる。子どもに関わり子どもを守るためには、大人の余裕が必要である。

では、大人が余裕を取り戻すために。とりあえず一旦スマホやパソコンから離れて、ぼーっと空を眺めてみませんか。まずはそこから。

子どもの意見表明権

委員 掛布 真代

◆4月から改正児童福祉法が一部施行され、子どもに関わる場面のごく一部ではあるが、子どもの意見表明のための制度が法制化されることになった。虐待などで家庭から離れて児童相談所に一時保護されたり、施設や里親宅などで生活する子どもに対し、子どもの意見の聴取を義務とするものである。意見を聴く「意見表明支援員」は、単に子どもの意見を聴くだけでなく、適切な情報提供をしたり、子どもと対話して意見形成を援助したり、聴き取った意見をその子どものために反映させる努力をする。

◆子どもの権利条約第 12 条は、子どもの意見表明権を保障している。子どもが自分に関係のあることについて自由に自分の意見や気持ちを表す権利を持っていること、その意見や気持ちは子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならないことを定めている。

子どもの権利条約が日本で批准されてから 30 年になろうとしているが、これまで意見表明権をはじめとした、子どもを権利の客体ではなく「主体」と捉えてその参加を保障する制度は、日本ではほとんど整備されてこなかった。

子どもに関わる重要な場面で子どもの意見を反映させる仕組みは、例えば、家庭裁判所において親が離婚する場合の親権者を決めるときなどに、子どもが「手続代理人」を選任できる制度があるが、ごく限られた場面でしかないし、全国的にも利用状況は活況とは言えない。

◆子どもは大人に比べて価値の低い、劣った存在だという考え方をアダルトイズムという。子どもは未熟で無力で知識も経験もない。したがってその判断は間違っているか、正しい判断ができない。だから大人が代わりに「決めてあげなければ」「してあげなければ」というわけである。

◆これは、子どもはか弱い、幼い、保護してあげる存在という考え方から出発しているので、一見、

子どもに優しい考え方のように見える。確かに、相手を傷つけないように配慮することは常に大切だ。しかし、子どもに能力がないと決めつけて子ども本人の意見や選択を軽んじることは、子どもに対する差別であり、子どもを大切にすることとは異なる。

よく似た概念として、性別を理由にした差別をセクシズムという。妻や彼女やヒロインを「自分が守る」みたいな発言をする男性をみると「女性を自分より弱い、一段劣ったものと思っているのだな」と私などは思うが、子どもの場合は、現実にも小さく弱く未熟であることは否定できないので、子どもに対するアダルトイズムは多くの大人が特段意識することなく内面化している。おそらく、親子関係や先生・児童生徒など、伝統的に上下関係を背景としてきた場面では、このような考え方はより強固に、多くの大人が内面化していることだろう。

◆子どもの権利条約は、子どもの意見は「子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならない」と定めている。大人に求められているのは、子どもの理解力に合わせて十分な情報提供をすること、子どもとの対話を通じて意見形成を援助すること、そして、その子どもの成熟度に合わせて、適切に子どもの意見を考慮することである。学校でいじめにあったとき、子ども本人はどうしたいか？不登校の子どもは、どのような気持ちを持っているのか？このようなときに「子ども本人の参加」のことを思い出してほしい。そしてまた、大切な原則として「子ども中心」というものがある。大人が大人の都合で子どもの意見を採りに来るのではなく、意見が言いたい子どもの都合に大人があわせることである。

私が出会った1人の男児

委員 梶井 悟

ずっと以前、私は児童福祉施設に務めていた。その頃、私は以下のようなことに会った。

1人の男児が、この施設に入所してきた。この男児は、ここでの生活を送ることになったが、この男児は、全く口を開くことがなかった。こちらから、いろいろ質問しても、応えることなく、視線を下方に向け、押し黙ったままだった。職員に対しても子ども仲間に対してもそのような態度を通していった。

この施設では、全職員、子ども仲間全員の前で1人1人、ここでの生活を振り返り、自らの目標を発表する会を月1回開いていた。子ども1人1人が順番に発表していった。やがて、本児の順番が来た。もちろん、この男児は、話すことはなく、口を固く閉ざしていた。職員は、そのことを認め、気にすることなく、次の子どもの発表に移った。

やがて数か月が経過した。今回も毎回のごとく、本児は口を閉ざすものと誰もが思っていた。次の順番の子どもにバトンが渡されようとしていた。ところが、この男児は、突然大声で、自らの思いをしっかりと語った。職員も子どもも小さくどよめいた。私自身、なんとも言えぬ不思議な感動を覚えた。

その頃、本児が書いてくれた作文（個人情報保護のため、創作部分あり）がある。

「ここに来る前は、音楽があまり好きじゃなかったけど、ピアノを弾いているうちにどんどん音楽が楽しくなってきました。ピアノの難しいところもしっかりやって、嫌だったけど、音楽が好きになった。英語も全然だめで嫌だったけど、少しずつ英語が分かってきました。だけど、会話が分からないので、しっかりやって分かるようにしたいです。数学では、初めの方は少し遅れていました。けれど、中1の最初からやって分かるところはやって、分からないところは聞いてしっかりやりました。中2のところも分からないところばかりだけど、問題の解き方を

教えてもらって1問ずつ解きました。間違えたところは、もう1回やって、ちゃんと問題が分かるまでやりました。

今までは、分からないところを人に聞けずに分からないまま終わっていましたが、ここに来てからは、人に聞いてしっかり問題が分かるようになったので良かったです。」

前述の発表会での出来事等と、本児が書いた作文を結び付けて、私は、以下のような主観的な想像を巡らした。

本児が前にいた学校では、口を全く開かない本児に対して、先生や級友は、本児に関わることを避け、無視してきた。あるいは、口を開かない本児に対して、自らのやるべきことをやらない無責任な子として、責める、さらには、いじめのような行為を働いていたのではないかと想像した。このような中、本児は、人間不信を募らせ、さらに口を頑なに閉じるようになった。

そして、この施設で、人前で堂々と自らの考えを表明するにいたった背景は以下のようなことではなかったのかと、これまた想像した。

先生や級友達が、自分の気持ちを大切にしてくれ、自分のことを大事にしてくれる。こんな周囲の人達からの信頼を裏切る訳にはいかない。その信頼に応えるべく責任を果たさねばとの本児の思いが、先の本児の発表に繋がったのではと。

いじめを行う側もいじめられる側も、この子のように自分のことを分かってくれ、真の意味で、大事にしてくれることを心深く渴望しているのではないかと思う。その渴望が満たされた時、いじめの問題が、根本から解決されるのだと思うが、その一方、そのことは、容易なことではないとも思う。

いじめ防止といじめ加害者のころ

委員 柘植裕季

いじめられた子どものころを考えた時、ケアが必要であることを否定する人は少ないと思われる。学校現場でカウンセラーをしても、いじめられて傷ついた子どもが保護者や先生に心配されながら相談室にやってくる。いじめられて傷ついたころは、丁寧に寄り添ってもらい、癒されなければならない。一方で、いじめた側の子どものころにケアが必要だと考える人はどれくらいいるだろうか。被害者には「ケア」、加害者には「矯正」、そう考えるのが一般的ではないだろうか。その場合、加害者側に丁寧に聞き取りが行われるとしても、それはころに寄り添い癒すためではなく、間違いを指摘して直すためである。

やってはいけないこと、自他の命や権利を脅かすようなことをした子どもに対して、「どんな理由があってもそれは絶対にやってはいけないことだ」という姿勢を固持することも、教育のために大切なことである。しかし、これだけでいじめは防止できるだろうか。今回は、いじめ防止のためのひとつの視点として、いじめ加害者とされる子どものケアについて少し考えてみたい。

いじめ加害者は人をいじめてスッキリ快適に生きているのかといえは、どうやらそうでもないらしい。単純に自分の言動がいじめに該当すると気づいていない場合もあるが、周囲に対して攻撃的な子どもの話を聴いていると、不満や不安、苛立ちや怒り、警戒心、寂しさ、劣等感…といった苦しい感情を口にすることが多い。このような感情は、誰しものが多かれ少なかれ抱くものではあるが、経験を重ね成長していく中で、例えば友だちや家族に相談する、現状を変えるために努力できることを見つける、気持ちを落ち着ける方法を身につけるなど、適応的な方法を学び対処できるようになっていくことが望ましい。もし、苦しい感情を膨らむ

ままに抱え込み、それを解消する方法として人を傷つけることしか選べないのだとしたら、それは生きていくための知識や資源(助けになる人やモノ、能力、環境など)が不足しているためと考えられる。そんな状態の子どもに「いじめはダメ」「人に優しく、みんな仲良くしましょう」といった標語を一方的に掲げても、心には響かない。そのためにどうすればいいのかわからないからだ。生まれつき加虐的な性質を持っていて生涯その性質が変わらないという人間も絶対いないとは言いきれないが、今日のいじめの認知件数を見ただけで、加害児童が全員そうということはないだろう。「いじめはダメ」を心に響かせるためには、超えてはならない線を絶対に譲らない指導とともに、子どもはまだ成長途上にあるという視点で、不足しているもの、獲得が遅れているものを補うような支援も必要ではないだろうか。

もちろん“いじめる側にも事情があるからいじめられても許してあげましょう”ということではない。いじめられて傷ついた子どもに、いじめた側を慮る義務はない。これは周囲の大人が考えるべきことだろう。普段、相談室で子どもを受け入れる立場だと被害側の子どもと出会うことが多くなるが、可児市のいじめ防止専門委員会の学校訪問では加害側とされる子どもの様子も知ることができる。これはとても意義深いことだと思う。加害者を罰して終わりではなく、加害者となるに至った子どもの「ころ」も見つめなければいじめ防止は難しい。いじめられた子どもへのケアの必要性は言うまでもないが、いじめ加害者や加害者となるかもしれない子どもの抱える困難や課題にも早期に気づき支援することで、いじめられて傷つく子どもを減らすことにも繋がっていくと良いと思う。